

令和7年度

# 監査のあらまし

令和8年3月

福島県監査委員事務局

---

【監査のあらまし】

目 次

<b>1</b>	監査委員制度 .....	1
<b>2</b>	監査等の種類と根拠法令 .....	2
<b>3</b>	主な監査等の内容と実施状況	
(1)	財務監査 .....	3
(2)	行政監査 .....	4
(3)	財政支援団体等監査 .....	4
(4)	指定金融機関等の監査 .....	5
(5)	住民監査請求による監査 .....	5
(6)	例月出納検査 .....	5
(7)	決算審査 .....	5
(8)	基金運用審査 .....	7
(9)	健全化判断比率審査 .....	7
(10)	資金不足比率審査 .....	7
(11)	内部統制評価報告書審査 .....	8
●	監査事務の流れ .....	10
●	監査等の実施期間 .....	11
<b>4</b>	監査結果等の概要	
(1)	財務監査	
①	定期監査 普通会計 .....	12
②	定期監査 企業会計 .....	16
③	随時監査 .....	19
④	技術監査 .....	19
(2)	財政支援団体等監査 .....	21
<b>5</b>	行政監査（課題監査）結果等の概要 .....	22
<b>6</b>	住民監査請求の状況 .....	25
	各課業務内容 .....	27

# 1 監査委員制度

監査は、県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。監査委員は、地方自治法の規定により知事から独立した執行機関です。個々の監査委員が、単独で職務権限を行使できることから、「独任制」の執行機関といわれます。

＊福島県の監査委員4名（県議会の同意を得て知事によって選任）

県議会議員から選任される委員2名（非常勤）

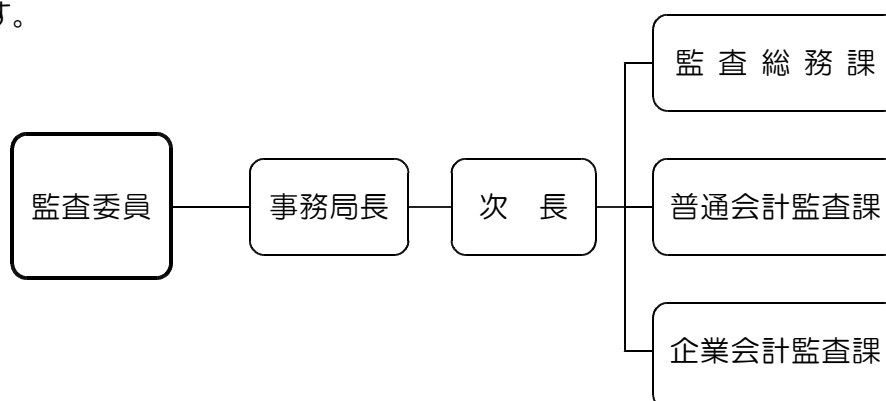
識見を有する者から選任される委員2名（常勤、非常勤）

## ●福島県監査委員（令和7年度）

区 分	氏 名	就任年月日	任 期
議員選任委員 (非常勤)	みつやま きいち 満 山 喜 一 さとう まさたか 佐 藤 政 隆	令和5年12月26日 ～令和7年11月12日 令和7年11月13日～	議員の任期
議員選任委員 (非常勤)	さんべ まさえい 三 瓶 正 栄 おおば ひでき 大 場 秀 樹	令和5年12月26日 ～令和7年11月12日 令和7年11月13日～	議員の任期
識見委員 (代表監査委員、常勤)	わたなべ ひとし 渡 辺 仁	令和6年4月1日	4 年
識見委員 (非常勤)	あべ としこ 阿 部 寿 子	令和6年7月8日	4 年

## ●監査委員事務局

監査委員の補助機関として監査委員事務局が設置され、組織体制は以下のとおりとなっています。



## 2 監査等の種類と根拠法令

区 分		法 令 根 拠 条 文			
監査	一般監査	財務監査	定期監査	地方自治法第199条第1項、第4項	
			随時監査	地方自治法第199条第1項、第5項	
			技術監査	地方自治法第199条第1項	
		行政監査		地方自治法第199条第2項	
		財政支援団体等監査		地方自治法第199条第7項	
		指定金融機関等の監査		地方自治法第235条の2第2項 地方公営企業法第27条の2第1項	
	特別監査	直接請求に係る監査		地方自治法第75条	福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例
		県議会の要求による監査		地方自治法第98条第2項	
		長の要求による監査		地方自治法第199条第6項、第7項	
		住民監査請求による監査		地方自治法第242条	
職員の賠償責任に関する監査		地方自治法第243条の2の8第3項 地方公営企業法第34条			
検査	例月出納検査		地方自治法第235条の2第1項		
審査	決算審査		地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第4項		
	基金運用審査		地方自治法第241条第5項		
	健全化判断比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項		
	資金不足比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項		
	内部統制評価報告書審査		地方自治法第150条第6項		

### 参 考

#### ※外部監査制度

外部監査制度は、知事が外部の専門的知識を有する第三者（弁護士、公認会計士、税理士など）と契約を結び監査を受ける制度であり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成11年4月から実施されており、包括外部監査と個別外部監査があります。

（事務は知事部局の総務部職員研修課が担当しています。）

#### ○包括外部監査

包括外部監査は、外部監査人が財務監査の範囲から監査テーマを自ら選定し、年1回以上監査を行うものです。

#### ○個別外部監査

監査委員が行う要求・請求に関する監査（上記の特別監査参照）について、個別外部監査の請求があった場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。

### 3 主な監査等の内容と実施状況

#### (1) 財務監査

##### ① 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的かつ能率的かどうかを主眼として毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施する監査です。

普通会計では、161機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、過調定や不足調定、支払時期遅延など収入及び支出事務の一部に適正を欠いているものがあり改善を求めました。

また、企業会計では、11機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、一般会計補助金等の額の算出や未収金の管理などに適正を欠いているものがあり改善を求めました。

##### ●令和7年度定期監査の実施機関数一覧

区分	本庁	公所	計
普通会計	53	108	161
企業会計	3	8	11
合計	56	116	172

##### ② 随時監査

監査委員が定期監査以外に必要なと認めるとき、随時に行う監査です。

令和7年度は2機関実施しました。

##### ③ 技術監査

県が施工する建設工事に関する業務委託及び建設工事において、定期監査時に併せて行う定期技術監査と、発注前及び施工中の工事等に係る設計図書及び工事の実施状況について監査を行う竣工前技術監査があり、令和7年度は定期技術監査を167箇所、竣工前技術監査を10箇所実施し、適正に執行されているものと認められました。

技術監査では、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当であるか、工事の施工が正確かつ適法に執行されているか監査しています。

## (2) 行政監査

財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査以外に、監査委員が必要があると認められた県の事務の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から次のような視点に立って実施される監査です。

- ①法令等に従って適正に行われているか。
- ②県民の福祉の増進に寄与し最少の経費で最大の効果をあげているか。
- ③組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているか。

監査の方法は、毎年課題を設けて行う課題監査と、定期監査時に併せて行う一般監査とに区分されますが、本県では課題監査方式で実施しています。

令和7年度の行政監査は、「ソーシャルメディアの活用状況等について」をテーマとして、知事部局等の全257機関を対象に課題監査を実施しました。

監査の結果、ソーシャルメディアを活用した情報発信に関する各機関における取組の成果が確認されるとともに、ソーシャルメディアの運用においても、その特長を活かした情報発信が行われていることが確認されました。これに基づいて、プラットフォームの使い分け、承認やチェック体制の整備、セキュリティ対策、個人情報の取扱、運用を委託する場合のあり方、多言語への対応、全庁的な研修の実施などについて各所属が共通して検討するべき、といった意見を出しました。

## (3) 財政支援団体等監査

県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政支援を行っているもの、4分の1以上出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払保証をしているものの出納、その他の事務の執行で当該財政支援に係るものに対する監査及び県が公の施設の管理を行わせているものなどに対する監査です。

当該財政支援等に係る事務・事業が計画的、適正かつ効率的に運営・実施されているか、財政支援等による成果を上げているかを主眼として実施しています。

監査の結果、一部の団体に対し、組織内のチェック体制の不備により不適正な財務諸表を作成しているものについて指摘するなど、事務手続の適正化などの改善を求めました。

### ●令和7年度財政支援団体等監査の実施状況

令和6会計年度対象	実施機関類別と実施数				
実施時期	公立大学	出資団体	補助等団体	指定管理	合計
令和7年9月～令和8年2月	2	22	6	4	34

#### **(4) 指定金融機関等の監査**

福島県指定金融機関等の公金の収納、支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときに実施します。

令和7年度において、会計管理者、公営企業管理者等が指定金融機関等検査を実施した結果、「全体としてはおおむね適正に執行されているものと認められた」との報告があったため、同年度の監査は実施していません。

#### **(5) 住民監査請求による監査**

県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

令和7年度は1件の住民監査請求があり、「却下」1件となっています。

#### **(6) 例月出納検査**

県の現金の出納について毎月例日を定めて監査委員がこれを検査するもので、監査委員全員による検査は四半期ごとに、他の月は代表監査委員が検査を実施します。

監査委員は、会計管理者、公営企業管理者等から提出された例月出納検査調書について、現金及び預金の月末残高が金融機関の証明と符合し正確であるか、また、計数は関係帳簿と符合し正確であるか等に着眼し、検査を実施しています。

令和7年度の検査において、現金の出納事務は適正に行われ正確であると認められました。

#### **(7) 決算審査**

知事からの審査依頼により、毎会計年度、決算及びその証書類その他政令で定める書類を審査するものです。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が具体的な『成果の創出』と『成果の見える化』につながるよう効果的・効率的・合理的に執行されたかどうかなどに着眼し、決算審査を実施しています。

## ① 一般会計及び特別会計

令和6年度決算審査においては、決算に係る計数が関係諸帳簿等の計数と符合しており正確であることを確認し、予算の執行等も、おおむね適正に執行されたものと認められました。

また、令和6年度一般会計及び特別会計決算審査の中で、現在、本県行政を取り巻く様々な状況を十分に踏まえ、次の意見を付しました。

- ・ 意見1：福島県の「復興・再生」と「地方創生」をさらに進めるため、総合計画の3年間の取組の成果や課題を検証し、事業の再構築や見直しを行うとともに、若者や女性の意見や考えを的確に捉え、人口減少対策に全庁を挙げて取り組み、成果を一つ一つ積み上げていく必要があります。
- ・ 意見2：第3期復興・創生期間を見据えつつ、これまでの取組を検証・分析し、今後も継続する課題や地域ごとの課題、さらには新たに生じる課題に対して、国の財源フレームを最大限に活用しながら、的確かつ迅速に対応し、復興・再生を着実に進めていくことが必要です。
- ・ 意見3：引き続き、財務事務等の適正化に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 意見4：引き続き、予算の執行の適正化に取り組んでいく必要があります。

## ② 公営企業会計

各公営企業会計においても、事業の経営に当たり、引き続き経済性を発揮して経営改善等に取り組む必要があることから、主に次の意見を付しました。

- ・ 流域下水道事業：安定的・持続的な事業経営が求められる中、計画に基づいた広域化・共同化や接続率向上による収益確保など、経営の効率化に努めるとともに、人口減少等に伴う収益の減少が見込まれるため、将来の事業経営のあり方を検討すること。
- ・ 工業用水道事業：老朽施設の改築などによる安定供給のための計画的な工事執行等や、将来の事業経営のあり方の検討のほか、リスク管理を徹底し安定的な工業用水の管理に努めること。
- ・ 地域開発事業：企業債償還を完了したうえで、令和7年4月1日に事業を廃止し、精算が適正に行われたことを確認した。
- ・ 県立病院事業：県立病院事業経営強化プランに基づき、中山間地域における政策医療の提供、先進的な精神科医療の提供、復興を支える医療提供体制の確保のほか、病院経営の効率化に総合的に取り組むこと。

## **(8) 基金運用審査**

知事からの審査依頼により、毎年度、次の5つの定額運用基金の運用状況について審査するものです。

- ①福島県市町村振興基金
- ②福島県土地取得基金
- ③福島県難視聴地域解消基金
- ④福島県企業立地資金貸付基金
- ⑤福島県美術品等取得基金

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正かつ効率的に行われたかどうかを主眼として審査を実施しています。

令和6年度の基金運用状況審査において、各基金は適正に運用されているものと認められました。

## **(9) 健全化判断比率審査**

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認して、健全化判断比率が適正に算定されているかを審査するものです。

令和6年度に係る健全化判断比率は適正に算定されているものと認められるとともに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため該当する比率はなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められませんでした。

## **(10) 資金不足比率審査**

地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他の関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを審査するものです。

令和6年度に係る資金不足比率は、適正に算定されているものと認められ、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

## (11) 内部統制評価報告書審査

人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方自治法が改正され、令和2年度から内部統制制度が導入されました。

監査委員は、知事からの審査依頼により、毎年度、福島県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続きに沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。令和6年度福島県内部統制評価報告書については、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

なお、評価報告書では、次の2件について「運用上の重大な不備」が認められましたが、直ちに再発防止に取り組んでいることを確認したとしています。

〈運用上の重大な不備とされた事案〉

- 県発注の空港関連工事の入札に係る入札情報漏洩事案
- 虚偽の勤務申請による超過勤務手当の不正受給事案

また、内部統制の推進に向けて大きく3つの意見を付しました。

意見1：内部統制の「運用上の重大な不備」とされた県発注の空港関連工事の入札に係る入札情報漏洩事案及び虚偽の申請による超過勤務手当の不正受給事案については、事案発生の背景や原因を深く分析し、

①全庁を挙げて再発防止策の徹底に確実に取り組むとともに、

②重大な不備を発生させない体制づくりのため、不断の見直しを更に図っていく必要があります。

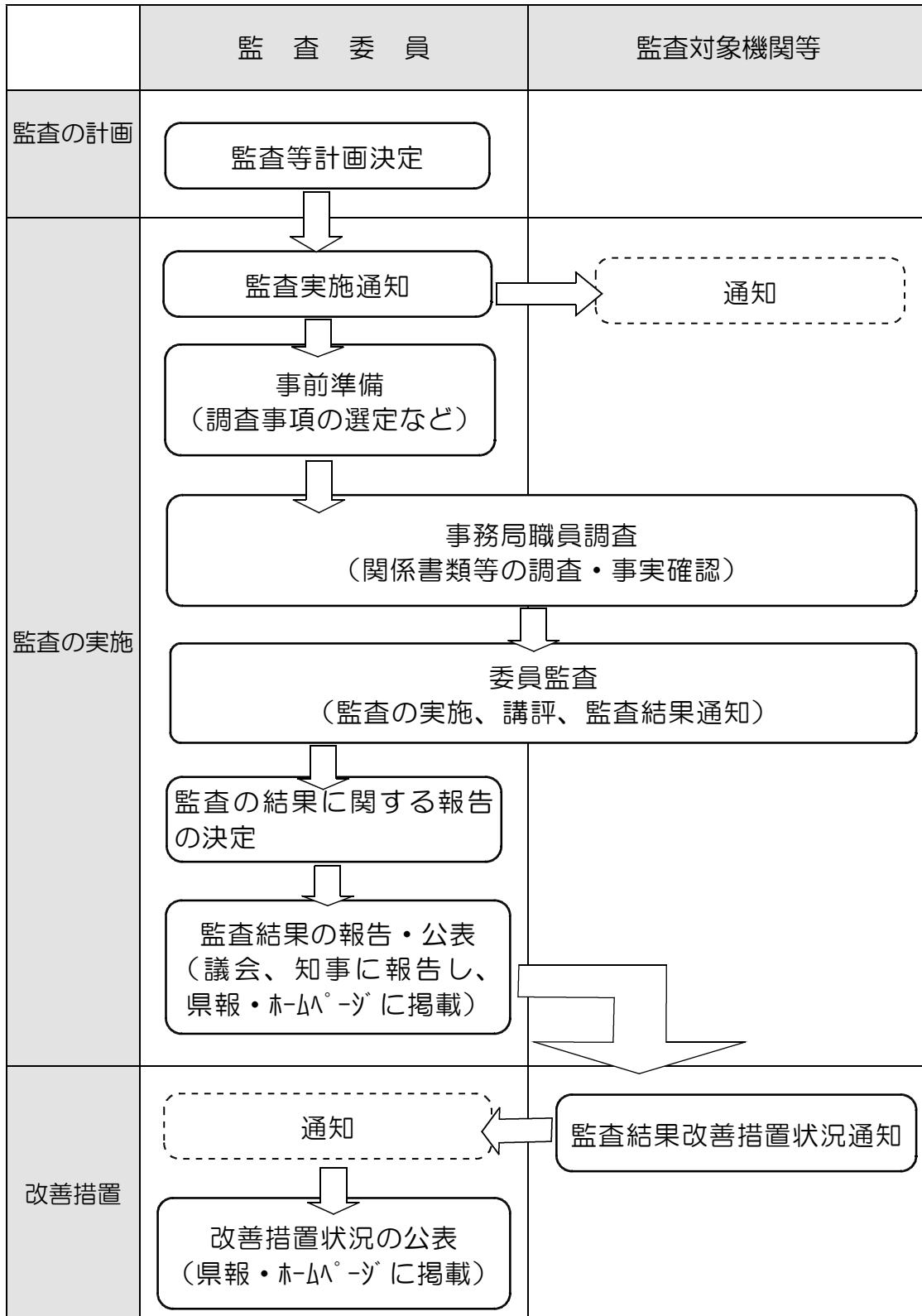
意見2：財務事務の更なる適正化に向け、全庁的な取組を一層進め、業務レベルの不備の再発防止はもとより、未然防止に取り組む必要があります。

意見3：執行機関及び出納機関の業務の効率化を図ることで、内部統制の実効性を高めていく必要があります。

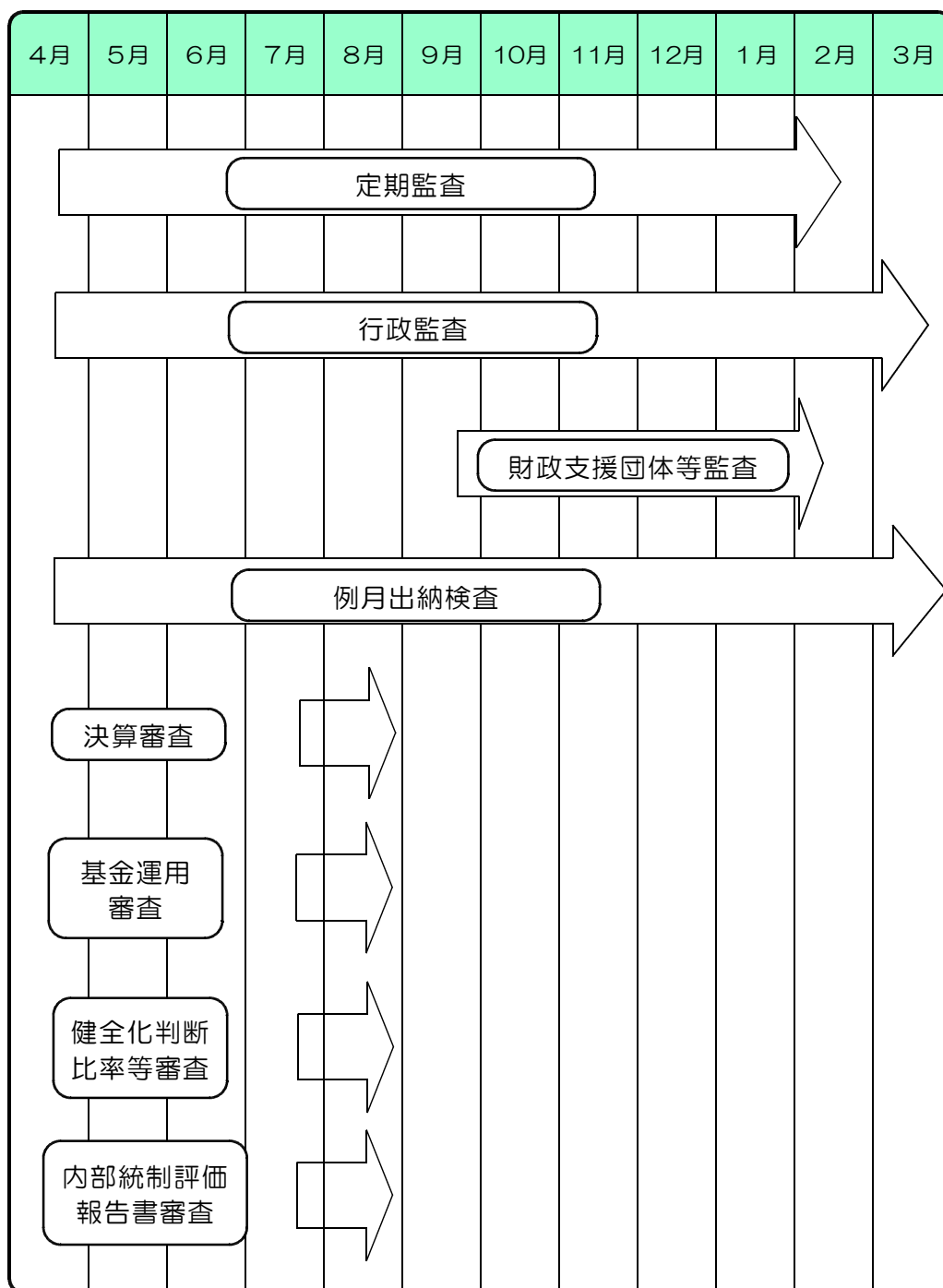
●令和7年度の各審査の実施状況

審査に付された決算、指標など	審査請求日	意見書提出日
令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査	令和7年7月24日	令和7年8月29日
令和6年度基金運用審査	令和7年7月24日	令和7年8月29日
令和6年度公営企業決算	令和7年7月24日	令和7年8月29日
令和6年度健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	令和7年7月30日	令和7年8月29日
令和6年度内部統制評価報告書審査	令和7年7月24日	令和7年8月29日

● 監査事務の流れ



●監査等の実施期間



## 4 監査結果等の概要

監査は、合規性及び正確性の観点に加え、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）の観点（3E監査）から実施しています。

### (1) 財務監査

#### ① 定期監査 普通会計

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
1 歳 入	9	17	12
(1) 調定期が遅延しているもの	3	3	5
(2) 過調定又は不足調定となっているもの	4	10	2
(3) 収入未済のもの又は収入の時期が遅延しているもの			
(4) その他収入事務が適切でないもの	2	4	5
2 歳 出	20	24	15
(1) 支出負担行為が遅延しているもの	1	1	
(2) 支出事務について			
ア 過払又は不足払となっているもの	2	7	2
イ 支出時期が遅延しているもの	12	13	7
ウ その他支出事務が適切でないもの	5	3	6
3 契 約	36	8	8
(1) 委託料などの積算が適切でないもの		1	
(2) 契約の時期が遅延しているもの			
(3) 履行の確認が適切でないもの			
(4) その他契約事務が適切でないもの※	36	7	8
4 工事等	5	5	3
(1) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	5	5	2
(2) 履行確認（検査）が適切でないもの			1
5 補助事業	2	0	2
(1) 事業計画の審査又は実績確認が適切でないもの	2		
(2) 補助事業者等に対する指導が適切でないもの			
(3) その他補助事業事務が適切でないもの		0	2
6 財 産	1	6	2
(1) 財産管理事務が適切でないもの	1	1	1
(2) 物品の管理が適切でないもの	0	5	1
7 その他	6	10	8
合 計	79	70	50

※ 令和7年度36件のうち、放送受信契約に係るものは29件です。

## ○ 主な指摘・指導事項（原因別）

- ・ 担当者任せ、組織的なチェック不足

### <概要>

報酬、報償費及び旅費の支払時期に著しく適正を欠いているものがある。

ア 令和6年4月から同年11月までに開催した審査会の委員27名分の報酬について、審査終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して令和7年3月に支払った。

イ 令和7年1月・2月に実施した研修に係る講師9名分の報償費及び旅費について、研修修了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して令和7年5月に支払っている。

### <改善状況報告の内容>

#### ① 原因

ア 実施後、担当者が支出事務に着手しないうちに、他の業務が複数重なり、支払事務が滞ってしまった。他の職員や管理職員においては、支払事務が生じる可能性があることを認識していたが、課内打合せ等では声掛けにとどまり、チェック体制が十分に機能していなかった。

イ 担当者が研修終了後、支出事務を完了させないうちに異動となったため、後任者に対し、引継書とは別に、「4月当初に対応が必要な業務」として引き継いだ。後任者は支出事務に着手したものの、支給対象者から提出された書類に不備や修正箇所があり、修正依頼等に時間を要してしまった。管理職員においては支出事務が滞っていることを把握しておらず、担当者に対する声掛けをする等を行っていなかった。その結果、実施から支払いまで3か月以上の期間を要した。

#### ② 対応状況

- ア
- ・ セルフチェック表の内容を見直し、審査会開催を依頼する発議の際には当該チェック表を作成して支払いがあることを認識することとした。
  - ・ 審査会等の終了後は、管理職員は報酬等の支払いが適切に行われているか、当該チェック表により確認するとともに、四半期ごとに予算執行状況の確認を行うこととした。
  - ・ 毎月15日までに審査会の発議を行い、審査会委員から提出された審査結果を翌月15日までに集約し、当該月の末日までには支払処理を行うよう年間スケジュールを明確化し、担当ライン及び所属内で共有することとした。
- イ
- ・ 担当者は研修終了後、速やかに支出事務に着手するとともに、異動により担当者が代わる場合は、可能な限り、前任者において事務を完了させることとした。事務が完了しないものについては、引継書に記載させ、管理職員と引継書を共有し、管理職員が該当事務に係る関係書類と引継書を突合して事務の完了を確認することとした。

- ・ 講師等に対して記載例を提示するなど円滑な支出事務に繋げた。
- ・ 新たにチェックシートを作成し、会議等の開催通知の起案時に発議書に添付して報償費及び旅費の支払予定を確認することとした。
- ・ 担当者は写しを主任主査及び管理職員に提出、主任主査及び管理職員は、会議等開催後に報償費及び旅費の支払事務をいつ行うのか（行われたのか）を担当者に声掛けまたは関係書類を突合して確認を行うこととした。

- ・ 財務事務等に関する知識・理解不足、前例踏襲

#### <概要>

公用車のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

#### <改善状況報告の内容>

##### ① 原因

- ・ カーナビゲーションシステムの購入時や、管理換えによる他所属からの公用車受入れ時に、担当者及び管理職員がテレビ放送の受信の可否を十分に確認していなかった。
- ・ 公用車の入れ替えがなかったため、テレビ等受信機設置状況調査には、誤認したまま変更がないものとして報告していた。

##### ② 対応状況

- ・ カーナビゲーションシステムを始めとしたテレビ放送を受信できる媒体の導入に当たっては、受信の必要性を検討し、不要である場合は、受信できない仕様とする。
- ・ 管理換えなどにより他所属から公用車を受け入れる場合、また、テレビ等受信機設置状況調査の際には、担当者及び管理職員の複数体制でテレビ放送の受信可否を十分に確認する。テレビ放送を受信できる場合は、受信の必要性を検討し、不要である場合は、受信できないよう撤去等の措置を講じる。
- ・ テレビ放送を受信できる媒体を導入、又は受け入れる場合は、速やかに受信契約を行う。

- ・ 確認不足・思い込み

#### <概要>

業務委託に係るプロポーザルにおいて、募集要領の策定は、外部の有識者や他部局の職員を含めて設置する審査委員会が行う必要があるが、内部の職員のみで策定している。

### <改善状況報告の内容>

#### ① 原因

- ・ 福島県プロポーザル方式・コンペ方式（測量等以外）実施要領の内容を十分に理解していなかった。
- ・ その結果、本業務の審査委員に外部又は他部局からの職員を含めていなかった。

#### ② 対応状況

- ・ 担当者は、関係規程を十分に確認するとともに、他部局における類似した契約事例を調査の上、審査委員の選定等関係部局への必要な調整を行う。
- ・ 管理職員についても、関係規定の内容を把握した上で、審査委員の選定に漏れがないよう業務進行を管理する。

### 【事務処理誤り防止のポイント】

令和7年度の定期監査の検証内容について分析したところ、次の点が財務事務上のミスの発生要因として多い傾向にある。

- ① 管理職と担当間でスケジュールの共有や日頃のコミュニケーションによる進捗管理が行われず、また、ミスを言い出しにくい職場環境にあるとき。
- ② 思い込みによる誤りについて、管理職員も含め組織としてチェックできていないとき。
- ③ 新しく担当した業務にかかる知識や理解の不足のため安易に前例踏襲したとき。また、前任からの引継が不十分で、やるべき業務が後任の担当者に伝わっていないとき。

定期監査等を通しては、次のとおり周知しているところである。

- 内部統制が有効に機能することで、上記のミスは減らせること。
- 内部統制の推進には、一人ひとりの『主体的な取組』＝「自分事」が重要であること。
- 内部統制を機能させるためには、管理職員の動きが要であることから、職員とのコミュニケーションを図り、安心して仕事ができる環境づくりに努めること。



また、複数の所属で次のような事案が確認されたため、特に注意すること。

- ① 報償費・旅費の支払遅延
- ② 入札事務の誤り（価格設定誤り、項目名誤り等）
- ③ 会計年度任用職員等への報酬等の支払遅延・額誤り

## ② 定期監査 企業会計

### 【土木部（流域下水道事業）】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
1 経営管理関係			
(1) 経営運営が適切でないもの	0	0	0
(2) 会計経理が適切でないもの	0	0	2
2 収益関係			
(1) その他収入事務手続きが適切でないもの	0	0	0
3 費用関係	0	0	0
4 契約関係			
(1) 契約締結の事務手続きが適切でないもの	1	0	0
5 資産・負債・資本関係			
(1) 固定資産の管理・経理が適切でないもの	1	0	0
(2) 流動負債の管理・経理が適切でないもの	0	1	0
(3) 資本の管理・経理が適切でないもの	0	0	1
6 その他	0	0	0
合 計	2	1	3

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

### 主な指摘等

○ 固定資産 ～ 指導（固定資産台帳の整備に適正を欠いているもの）

#### 〈概 要〉

固定資産台帳に登録されている備品2件について、令和元年度に更新されたにもかかわらず、旧備品のまま登録されているものがある。

#### 〈改善状況報告の内容〉

今後は、固定資産の新規購入時に、現物確認を行うことを徹底し、備品については、定期的に固定資産台帳の資産の現物確認を行い、固定資産の適正な管理に努める。

### 重点検証事項（固定資産の管理等）

上記のとおり指導事項が1件ありました。

## 【企業局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
1 経営管理関係	0	0	0
2 収益関係	0	0	0
3 費用関係	0	0	0
4 契約関係	0	0	0
5 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産の管理・経理が適切でないもの	0	4	1
6 その他	0	0	0
合 計	0	4	1

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

### 主な指摘等

指摘等はありませんでした。

### 重点検証事項（固定資産の管理等）

指摘等はありませんでした。

【病院局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
1 経営管理関係 (1) 会計経理が適切でないもの	1	0	0
2 収益関係 (1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの (2) 過調定又は不足調定となっているもの (3) その他収入事務手続きが適切でないもの	0 0 3	1 0 1	0 3 0
3 費用関係 (1) 費用の計上が過計上又は不足計上となっているもの (2) その他支払事務手続きが適切でないもの	2 2	0 2	1 0
4 契約関係 (1) 契約締結の事務手続きが適切でないもの	3	0	2
5 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産・負債の管理・経理が適切でないもの (2) たな卸資産の管理・経理が適切でないもの (3) 流動資産・負債の管理・経理が適切でないもの	1 0 2	1 1 5	4 2 0
6 その他	0	0	4
合 計	14	11	16

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

主な指摘等

○収益～指摘（一般会計補助金等の額の算出に適正を欠いているもの）

〈概 要〉

組織内のチェック体制が整っておらず、一般会計補助金等の額の算出誤りにより、医業外収益が過大となっている。

〈改善状況報告の内容〉

管理職員、主任主査は、担当者が作成した当該補助金の対象範囲を明確に示した計算シート等のチェックを徹底する。また、管理職員は必要に応じて担当者に指示を行う。

重点検証事項（固定資産の管理等）

指摘事項が1件（寄付受納等の手続きに適正を欠いているもの）ありました。

### ③ 随時監査

随時監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
1 歳入	0	1	0
・ 過調定又は不足調定となっているもの	0	1	0
2 補助事業	1	0	0
・ その他補助事業事務が適切でないもの	1	0	0
3 その他	1	0	0
合 計	2	1	0

※その他は、内部統制等です。

### ④ 技術監査

発注前及び施工中の建設工事や設計等を対象とする竣工前技術監査の実施状況は以下のとおりです。

対象機関及び工事等名	工事概要	監査結果
総務部 郡山合同庁舎整備工事	庁舎新築工事 RC造S造一部木造3階建 延床面積 10,814㎡	おおむね適正
企画調整部 文化センター大ホール客席天井 復旧・改修工事(建築)	客席天井復旧・改修工事 2階 1,241㎡ 1階 451㎡	おおむね適正
生活環境部 燧ヶ岳登山線歩道整備工事	歩道改修工事 階段工 42基	おおむね適正
農林水産部 須賀川農業普及所移転工事	庁舎等新築工事 木造平屋建て 2棟 延床面積 586㎡	おおむね適正
県南農林事務所 用排水施設整備業務設計 「明治堀地区」	排水路実施設計 延長 1,500m	おおむね適正
南会津農林事務所 復旧治山工事 「背戸沢地区」	治山ダム新設工事 治山ダム 1基	おおむね適正

対象機関及び工事等名	工事概要	監査結果
土木部 道路橋りょう整備（再復）工事 （トンネル）	浪江三春線 小出谷工区 トンネル工 延長 5,057m	おおむね適正
土木部 復興祈念公園管理棟新築工事	管理棟新築工事 RC造一部木造平屋建て 延床面積 909㎡	おおむね適正
小名浜港湾建設事務所 漁港（補助）工事（防波堤）	久之浜漁港 防波堤補強工事 外防波堤 嵩上・腹付工 延長 19.3m	おおむね適正
企業局 沼部堰改築（1工区）工事	仮設工 場所打杭工 198本	おおむね適正

## (2) 財政支援団体等監査

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
1 事務（事業執行に適切でないものがある）	2	0	0
2 収入（収益）関係			
(1) 計上時期、算出等が適切でないもの	0	1	0
(2) その他収入事務手続が適切でないもの	0	0	0
3 支出（費用）関係			
(1) 支出の計上が過計上又は不足計上となっているもの	0	1	2
(2) 支出の時期が遅延しているもの	0	0	1
(3) その他支払事務が適切でないもの	0	0	1
4 補助・契約関係			
(1) 補助申請等の事務手続が適切でないもの	0	1	0
(2) 補助・委託契約等の成果確認が適切でないもの	0	0	2
5 財産関係	0	0	0
6 その他	0	0	1
合 計	2	3	7

### 主な指摘等

○事業執行～指摘（内部統制及び会計経理に著しく適正を欠いているもの）

#### 〈概 要〉

令和6年度決算において、組織内でのチェック体制が機能しておらず、正味財産の区分を誤った財務諸表を作成している。

## 5 行政監査(課題監査)結果等の概要

行政監査は、特定の事務や事業について、毎年、特定のテーマを決めて実施している監査です。

令和7年度は、「ソーシャルメディアの活用状況等について」をテーマとして実施しました。詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。

1 テーマ	ソーシャルメディアの活用状況等について
2 目的	<p>定期監査等においては、財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理について監査するが、行政監査においては、それ以外の一般行政事務について、必要に応じて監査するものである（地方自治法第199条第2項の規定を根拠に、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施）。</p> <p>「社会経済情勢の変化に対応しているか」、「県民の関心が高いものか」、「複数の機関を横断的に監査する必要のある事務事業か」などの観点から、複数の候補からテーマ案を絞り込み、監査委員協議会において決定している。</p> <p>近年のX（旧Twitter）やFacebookなどのソーシャルメディアの急速な普及に伴い、県においても、復興や県政・観光等の情報発信にソーシャルメディアを活用し、今後の有効活用が期待されているが、一方で、プライバシーの侵害や第三者のアカウント悪用等によるトラブル発生といったリスクもあることから、活用状況やリスク管理を監査し、適切で効果的な運用に資することを目的とした。</p>
3 対象機関	知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、議会・監査委員及び各委員会の全257機関
4 主な着眼点	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) ソーシャルメディアは適正に運用されているか。</li><li>(2) ソーシャルメディアの効果・成果はどうなっているか。</li><li>(3) ソーシャルメディア利用における効果的な取組は行われているか。</li></ol>

○監査結果

<p>1 監査結果</p>	<p>ソーシャルメディアを活用した情報発信に関する各機関における取組の成果が確認されるとともに、ソーシャルメディアの運用においても、その特長を活かした情報発信が行われていることが確認された。</p>
<p>2 課題に対して検討改善を要する監査委員意見</p>	<p>検討改善を要する監査委員意見のうち、主なものは次のとおりである。</p> <p><b>1 各所属共通の検討事項</b></p> <p>(1) <b>情報発信の承認及びチェック体制の整備</b>      情報の誤発信等を防止する上で承認手続は一定程度必要であるが、承認を不要とする場合でも複数人での確認は必要なため、承認の要否や確認方法の運用手順への明示など、適切な仕組みの構築を検討されたい。また、担当者のみでの確認で情報発信を行っているアカウントにおいては、複数人での確認体制の整備も検討されたい。</p> <p>(2) <b>定期的なモニタリングとセキュリティ対策</b>      セキュリティ対策として、定期的なモニタリングの実施や頻度を高めることで、早期のトラブル発見や迅速な対応に努められたい。また、閲覧者から投稿された誤った情報やコメントに対しては、誤りの指摘や削除等の適切な対応が必要なことから、トラブル発生時に迅速な対応ができるようマニュアル等の整備を検討されたい。</p> <p>(3) <b>個人情報の取扱</b>      アカウントの運用上収集した個人情報は、直営・外部委託を問わず適切に処理する必要があるが、特に外部委託の場合には発注者責任が問われることから、福島県個人情報取扱事務委託基準等に基づいた対応を徹底されたい。</p> <p>(4) <b>多言語への対応</b>      国際化が進展する中、多言語による情報発信も重要度を増しており、特に震災・復興や防災・安全等の分野は重要性が高いことから、情報の性質や発信対象を踏まえ、多言語対応をさらに拡充していくことを検討されたい。</p> <p>(5) <b>研修の実施</b>      現在、ソーシャルメディアに関する全庁的な研修はなく、多くの所属で職員個人の資質等に頼る傾向が見られたことから、職員のスキル向上等につながる体系的な研修を定期的実施することが望ましい。また、基本的な知識・技能に関する全庁研修とともに、各部署でも特性に応じた応用的な研修の企画・実施を速やかに検討されたい。</p> <p>(6) <b>委託契約について</b></p> <p><b>ア 契約方式と成果確認</b>      ソーシャルメディアの運用業務委託においては、仕様書にKPI等を明記するとともに、業務完了時には、これに基づいた成果確認を行うことで、期待した成果が確実に得られているかを確認されたい。なお、目標を大きく上回る成果が確認された場合、次回のプロポーザル審査において加点評価等のインセンティブ付与も検討されたい。</p> <p><b>イ 費用対効果を考慮した発注</b>      プロポーザル方式による委託契約では、発注段階で目標に対する提案内容の適切さを確認するなど、事業の費用対効果を考慮した契約となるよう検討するとともに、執行段階にお</p>

いても、十分な成果が得られるよう、委託先と連携・調整を密に行うことで積極的な投稿に努められたい。

#### (7) ターゲットに応じたプラットフォームの使い分け

情報発信に当たってはターゲットを意識した媒体を選択した上で活用することが重要なほか、複数媒体への展開も有効なことから、各媒体が提供する機能を有効活用することで手間や費用を抑えつつ発信力を高めるなど、より多くの人に情報が届くよう工夫を検討されたい。

#### (8) 効果的な取組の共有

##### ア 閲覧者の反応分析を踏まえた効果的な情報発信

ソーシャルメディアの特徴である、閲覧者の反応分析や双方向性を踏まえた投稿上の工夫等に関する良好事例を庁内で積極的に共有し、すべての所属が戦略的かつ効果的にソーシャルメディアを活用できる全庁的な仕組み作りを検討されたい。

##### イ 幅広い方への周知の工夫

広報物へのQRコード掲載等の工夫を講じ、所属間・部局間連携を推進することでより広い層への周知を図るなど、福島県全体の発信力強化に寄与する全庁的な取組を検討されたい。

#### (9) 全庁的な広報戦略

各所属における運用は一定の効果を上げているが、県全体が連携した情報発信には改善の余地があることから、全庁的な広報が必要なイベント等に関する投稿ルールの設定や地域単位での連携等、全庁的な広報戦略の旗振り役を担う体制が整備されるよう検討されたい。また、ソーシャルメディア一覧を作成するなど、アカウントを検索しやすい仕組みを導入することで、本県の情報発信を一層推進されたい。

## 2 個別の検討・改善事項

### (1) 運用手順の策定

福島県情報セキュリティポリシーにより、委託先を含めた運用手順の策定が義務付けられており、運用手順の策定は、情報の正確性や信頼性の確保、トラブル防止、緊急対応のために不可欠なことから、未策定の所属は早急に運用手順の整備に取り組みされたい。

### (2) 管理責任者の設定

福島県情報セキュリティポリシーでは、ソーシャルメディアごとに責任者を定めることが求められており、責任の所在を明確にしトラブル等へ迅速かつ適切に対応するため、各アカウントの責任者を明確に定め継続的かつ安全な運用を確保できるよう速やかに検討されたい。

### (3) 福島県情報セキュリティポリシーの周知

福島県情報セキュリティポリシーの認識不足が運用手順未策定の主な要因と考えられるため、実務担当者の理解促進につながるよう説明機会の提供や継続的な啓発に取り組むとともに、運用手順を例示するなど、各所属の運用手順の策定を促進する取組を検討されたい。

### (4) 長期間更新・管理されていないアカウントの整理

1年以上の長期間にわたり更新がなくモニタリングも未実施のアカウントは、信頼低下や乗っ取り等のリスクがあるため、管理する所属は定期的なモニタリングの実施と運用方法の見直しを行うとともに、投稿予定がない場合は、廃止を含め今後の継続利用について検討されたい。

## 6 住民監査請求の状況

令和7年度は1件の住民監査請求があり、「却下」1件となっています。

住民監査請求の制度概要は、以下のとおりです。

### 《参考》住民監査請求

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について違法又は不当な「**財務会計上の行為**」があると認めるとき、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、損害等を補てんするために必要な措置を請求できる制度です。

#### 監査請求 できるもの

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

#### 監査請求 できる期間

原則、上記行為のあった日又は終わった日から1年です。

#### 監査請求 できる要件

##### 〈形式要件〉

- ① 違法・不当な行為を行った者が分かる記載となっていること
- ② 請求人が福島県民であること
- ③ 違法・不当な事実を証明する書類が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

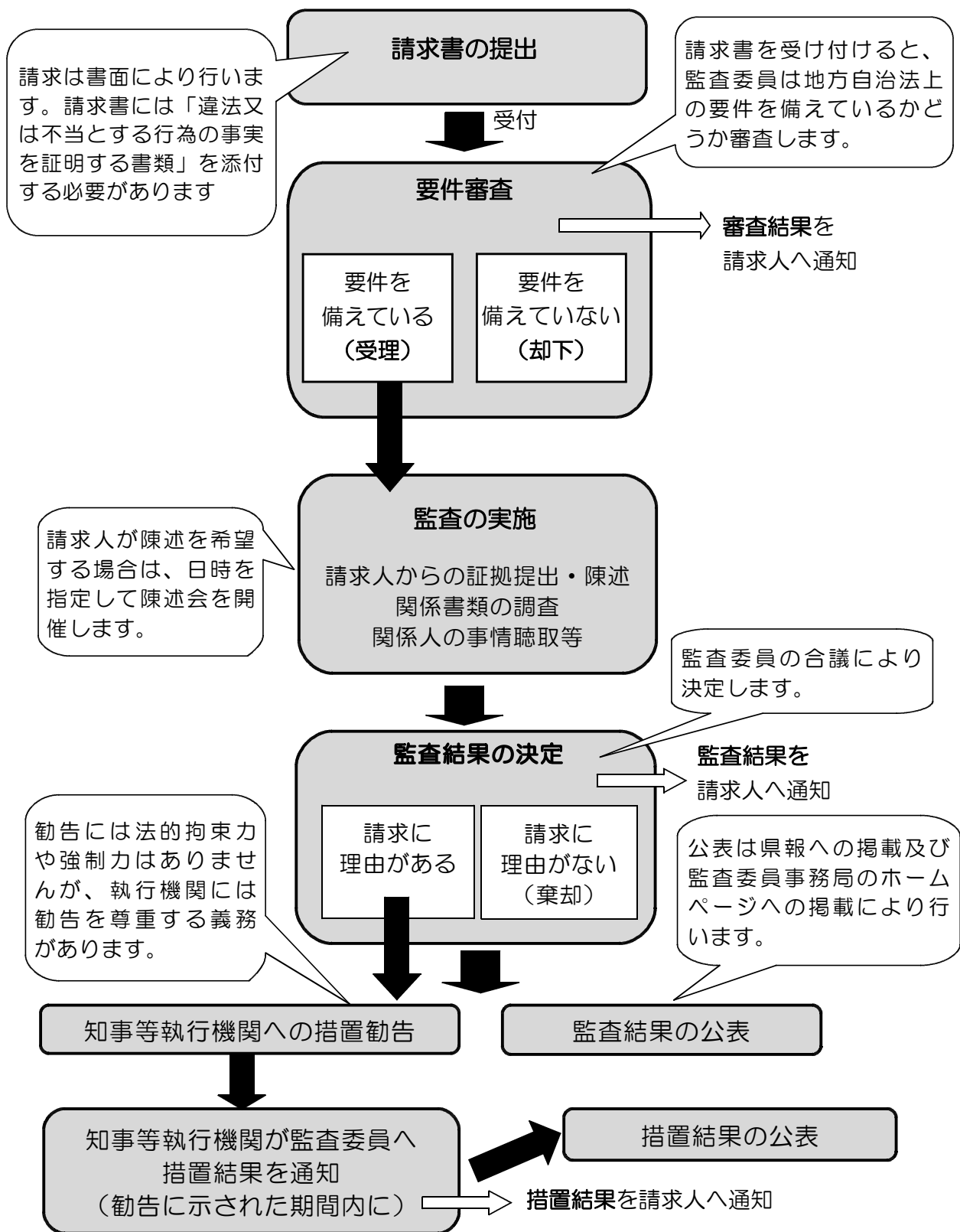
##### 〈内容要件〉

- ① 県の財務会計上の行為であること
- ② 違法・不当とする事実又は理由の記載があること
- ③ 行為の結果として損害又はそのおそれがあること
- ④ 措置要求内容の記載があること

#### 監査結果

- 監査結果は、請求があった日から60日以内に決定し公表しなければならないと定められています。
- 監査結果に不服がある場合は、裁判所に対して「**住民訴訟**」を提起することができます。

■ 住民監査請求の主な流れ



課 名	業 務 内 容
【監査総務課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施についての基本方針及び計画に関すること。</li> <li>・ 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。</li> <li>・ 請求監査及び要求監査に関すること。</li> <li>・ 職員の賠償責任の監査に関すること。</li> <li>・ 事務局内の庶務、人事、予算及び経理に関すること。</li> </ul>
【普通会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。</li> <li>・ 健全化判断比率の審査に関すること。</li> <li>・ 普通会計の例月出納検査に関すること。</li> <li>・ 基金の運用状況の審査に関すること。</li> <li>・ 内部統制評価報告書の審査に関すること。</li> <li>・ 指定金融機関等の監査に関すること。</li> <li>・ 技術監査に関すること。</li> </ul>
【企業会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。</li> <li>・ 資金不足比率の審査に関すること。</li> <li>・ 財政支援団体等の監査に関すること。</li> <li>・ 行政監査に関すること。</li> <li>・ 企業会計の例月出納検査に関すること。</li> <li>・ 出納取扱金融機関の監査に関すること。</li> </ul>

## 令和7年度 監査のあらまし

令和8年3月発行

編集・発行 **福島県監査委員事務局**

〒960-8681

福島市杉妻町2番16号

福島県庁内郵便局私書箱第24号

TEL(024)521-7585

FAX(024)521-7966

福島県ホームページ（監査委員事務局）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

（トップページ＞組織でさがす＞監査委員事務局）

